

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第38回理事会議事概要

議事録署名人：長田智史、佐々木小枝

●日時：令和7年9月30日（火）14:00～16:45

●場所：オンライン会議

●出席者：

（役員）鹿熊信一郎、一般財団法人沖縄県環境科学センター（長田智史）、沖縄県衛生環境研究所、沖縄県自然保護課（代理出席：宮平）、環境省（沖縄奄美自然環境事務所 山崎、石垣自然保護官事務所 近藤）、しかたに自然案内（鹿谷麻夕）、日本サンゴ礁学会（中野義勝）、WWF ジャパン（佐々木小枝）

●委任状：安部真理子、小菅陽子、有限会社コーラルクエスト、藤田喜久、八重山サンゴ礁保全協会、中村崇（※監査役）

●運営委員：一般財団法人沖縄県環境科学センター（山川英治）

●事務局：沖縄県自然保護課（宮平将生）

●議事録署名人：一般財団法人沖縄県環境科学センター（長田）、WWF ジャパン（佐々木）

【敬称略】

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

【「→」は説明事項や提言事項に対する意見】

●会議内容

理事会を構成する会長、副会長、事理、事務局の18名中、8名の出席者及び理事5名の委任状により、成立要件である理事会の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

鹿熊会長が議事録署名人を指名し、長田理事と佐々木理事が受諾した。

【意見交換】

理事会の議題に入る前に、令和8年度以降の事務局体制に関する意見交換が行われた。

・鹿熊会長から、令和8年度時点では協議会の予算がまだ残っており、会計事務を委託することができることから、県自然保護課が事務局を継続できるのではという意見があった。また、令和9年度以降は事務委託が困難になる可能性があり、事務局作業の削減が課題となることから、総会などを行わないなどの体制見直しが必要になるという見解が示された。

→県自然保護課からは、継続して事務局を引き受けることについて、組織体制に関する話なのでこの場で即答できるものではないと回答があった。

【議題審議】

1 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約等の改正について（第37回理事会から継続）

前回理事会（第 37 回）から継続協議となっていた規約等の改正について協議が行われた。

（１）沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約 改正案

第 11 条

- ・理事の候補は、個人会員だけでなく団体会員も含める。
- ・理事の定数を「３名以上５名以内」とする。

第 17 条

- ・総会の成立要件を「会員の２分の１以上」に戻すこととなった（事務局の負担軽減のため４分の１にすることが提案されていたが、乗っ取りのリスクや会員の総意を反映するという観点から反対意見が出たため）。

第 18 条

- ・理事会の構成から「事務局長」を削除する。
- ・「理事会は原則としてメーリングリストで開催する」という文言は、運用の柔軟性を高めるため削除する。

第 19 条

- ・事業報告、収支決算、事業計画、収支予算に関する事項は、総会の議決事項に戻すことで承認された（理事会のみでの議決は会員の透明性確保の観点から問題があるとの意見が出たため）。

第 20 条

- ・実行委員会の設置について「理事会の承認をもって」という文言を追加する。
- ・実行委員会の構成に「会員以外のオブザーバー」を含めることは維持。
- ・現状での実行委員会の想定は選挙管理委員会とサンゴ礁ウィーク実行委員会のみ。それ以外の審議・検討は理事会で行う。

（現行の第 21～23 条）

- ・委員会の廃止に伴い条文削除。

第 21 条

- ・「運営事務局」は「事務局」と名称を変更する。

第 22 条

- ・事務局の所掌事務について、委員会に該当する部分について削除する。

第 23 条

- ・会費を徴収していない現状と今後徴収予定がないことから、会費に関する文言を削除する。

第 24 条

- ・寄付金の使途に関する理事会の決定を「合意」から「承認」に変更。

第 25 条、第 26 条

- ・条番号の変更

（現行の第 29 条）

- ・運営細則に関する条文を削除。

・以上の協議内容について修正を反映し、総会議案として図ることについて承認された。

(2) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 寄付金等細則 改正案

- ・ 寄付金の審査は企画委員会の審査から理事会による審査に変更。
- ・ 寄付金の管理については、サンゴ礁学会の規約を参考に、より詳細な条文案を作成し、後日メーリングリストで確認することとなった(継続検討)。

(3) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 選挙細則 改正案

- ・ 役員の選挙を「電子メール等により」実施する方法については、継続して検討をすることとなった。無記名投票の実現方法やコストについて、サンゴ礁学会の事例を参考に提供してもらう。
- ・ 理事の当選確定方法（最低得票数の設定など）について、他団体の事例を参考にし、継続して検討することとなった。

(4) 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会 メーリングリスト評決細則 改正案

- ・ 月曜日の発議原則を削除し、適宜発議できるようにする。
- ・ 理事会の承認構成員に合わせて、評決の割合を2分の1とする。
- ・ 「評決」と「表決」等の用語の整理については、継続して検討することとなった。

2 その他

- ・ 10月17日(金)14時～16時までの総会後に、意見交換会を実施する方向で検討することとなった。
- ・ 意見交換会の内容は、参加者の意向を把握するため、事前アンケートの実施や、これまでの協議会の活動成果報告を盛り込むことが提案された。

【ネクストアクション】

①総会までに急ぎ行う事項

- ・ 規約の修正案を反映し、総会に諮る議案書を作成する。議案書については理事会メーリングリストにおいて承認伺いを行う。
- ・ 総会での意見交換会の内容について、事前アンケートの実施方法、設問を検討する。

②継続して検討する事項

- ・ 寄付金取扱規則について、サンゴ礁学会の事例等を参考に条文案を検討する。
- ・ 選挙細則について、電子メールによる無記名投票の実現方法やコスト、当選確定方法を調査し、条文案を検討する。
- ・ メーリングリスト評決細則について「評決」と「表決」等の用語の整理を行う。